

13 建築制限の緩和について

(1) 建築制限の緩和対象路線

4「蒲郡市 都市計画道路の長期未整備に関する取り組み方針」の基本的な考え方の、

(3) 建築制限への対応(7ページ)で示すように、以下について建築制限の緩和を実施します。

廃止する路線又は廃止する区間を有する路線の以下6路線

番号	路線名	内容
廃止－1	海岸線	本宿線及び竹島線と交差する箇所から松原線までの未整備区間
廃止－2	清田線	蒲郡環状線から北側の拡幅未整備区間及び未整備区間
廃止－3	深溝西浦線	「形原温泉信号」から幸田町との境界までの拡幅未整備区間
廃止－4	幡豆線	西尾市幡豆町との境界から深溝西浦線との交差部の未整備区間
廃止－5	神ノ郷線	未整備区間
廃止－6	舟川原南蔵伝線	全線

路線別の図面は、P62～P73 参照。

見直しを継続する必要がある路線で建築制限の緩和を実施する以下3路線

番号	路線名	内容
見直し継続－1	深溝西浦線	見直し検討を継続する区間
見直し継続－2	形原線	見直し検討を継続する区間
見直し継続－3	幡豆線	見直し検討を継続する区間

路線別の詳細は、P74～P85 参照。

※ 計画内容を変更する路線（2路線）についても、建築制限の緩和を実施することも考えられますが、具体的な変更内容が今後の調整によるところがあるため緩和の対象としないこととします。

(2) 他の自治体における建築制限の緩和状況

他の自治体において、都市計画法第53条による建築制限を緩和しているのは、5都府県21市（HP調べ）です。

緩和の内容は、許可基準にある階数が2階以下を3階以下とするものです。

主要構造部について、鉄筋コンクリート造などを緩和の対象としている自治体はありません。

緩和の対象については、全ての都市計画道路を対象としている自治体と商業系の用途地域や道路整備の優先性などを考慮して緩和している自治体があります。

(3) 蒲郡市における建築制限の緩和

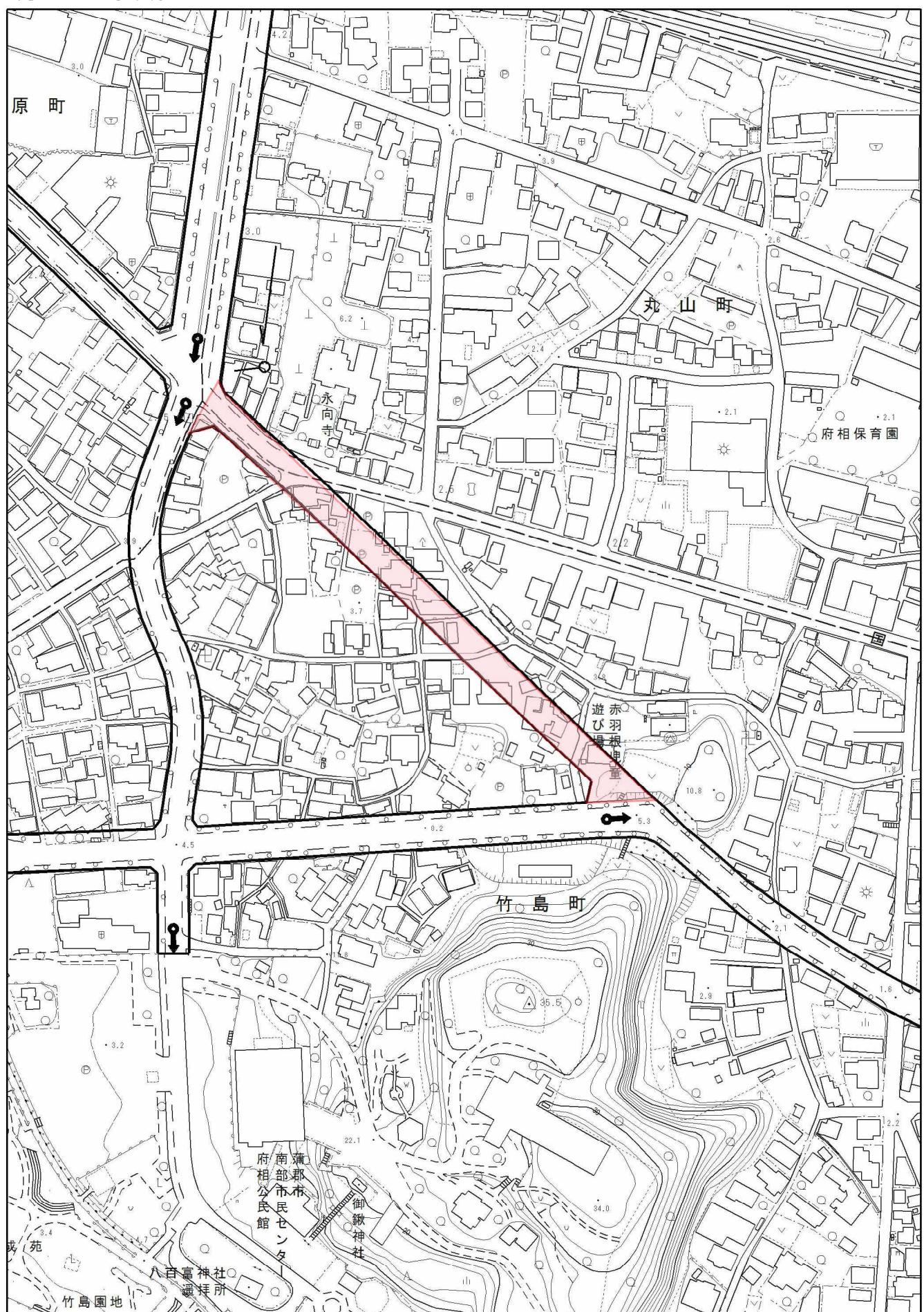
蒲郡市における建築制限の緩和は、他の自治体にならって、許可基準のうち、階数を3階以下とする緩和とします。

なお、都市計画法第53条で、都市計画施設の区域において建築しようとする者は、都道府県知事等（蒲郡市の許可権者は市長）の許可を受けなければならぬと規定されており、この許可基準は、同法第54条に規定されていますが、許可基準を別に定めることで緩和ができます。

このため、建築制限の緩和として、許可基準を全て適用しないとすることは、都市計画法の規定に反することになるため、あくまで許可基準の緩和として運用することになります。

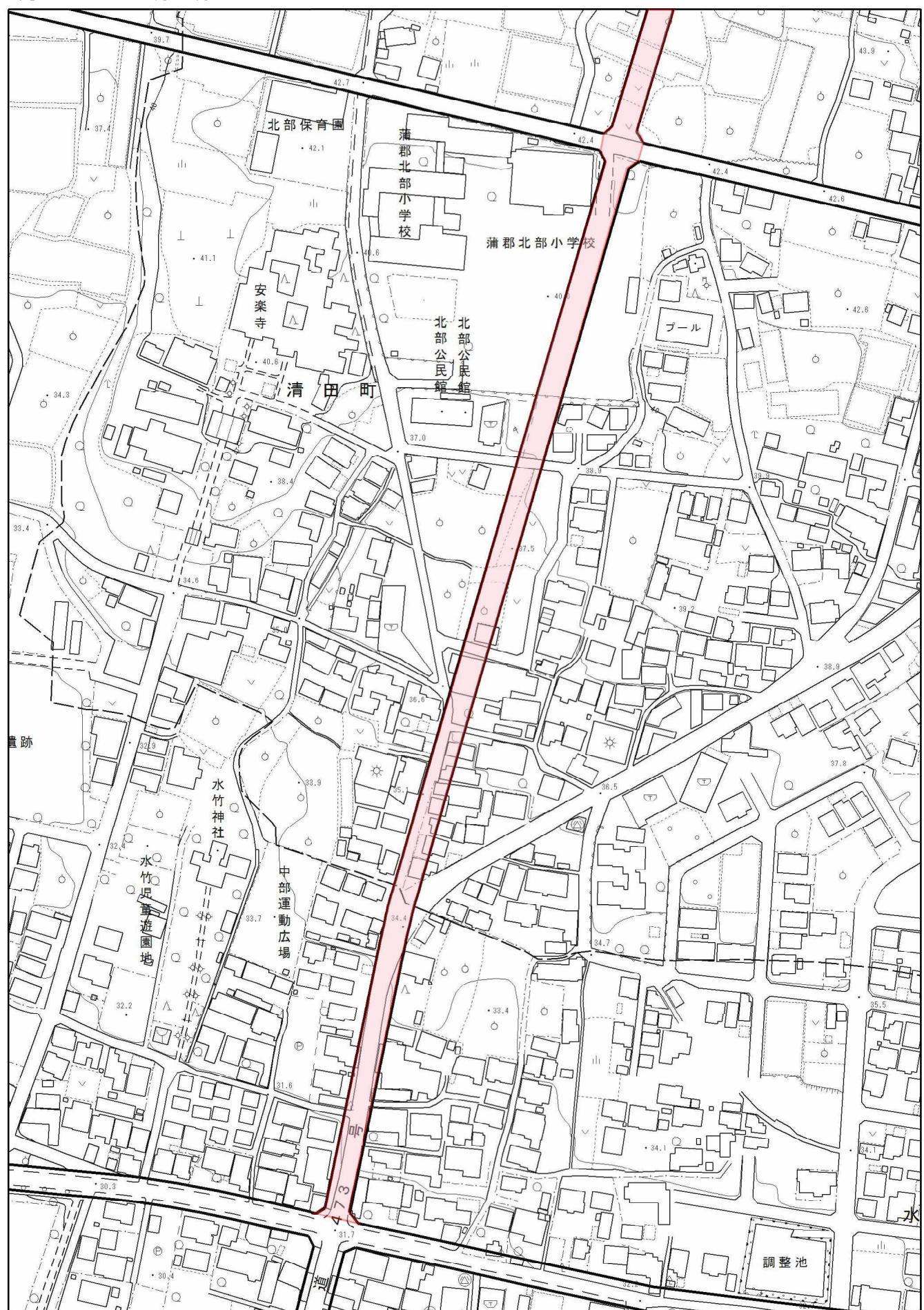
建築制限緩和区間（廃止までの経過措置）

廃止-1 海岸線



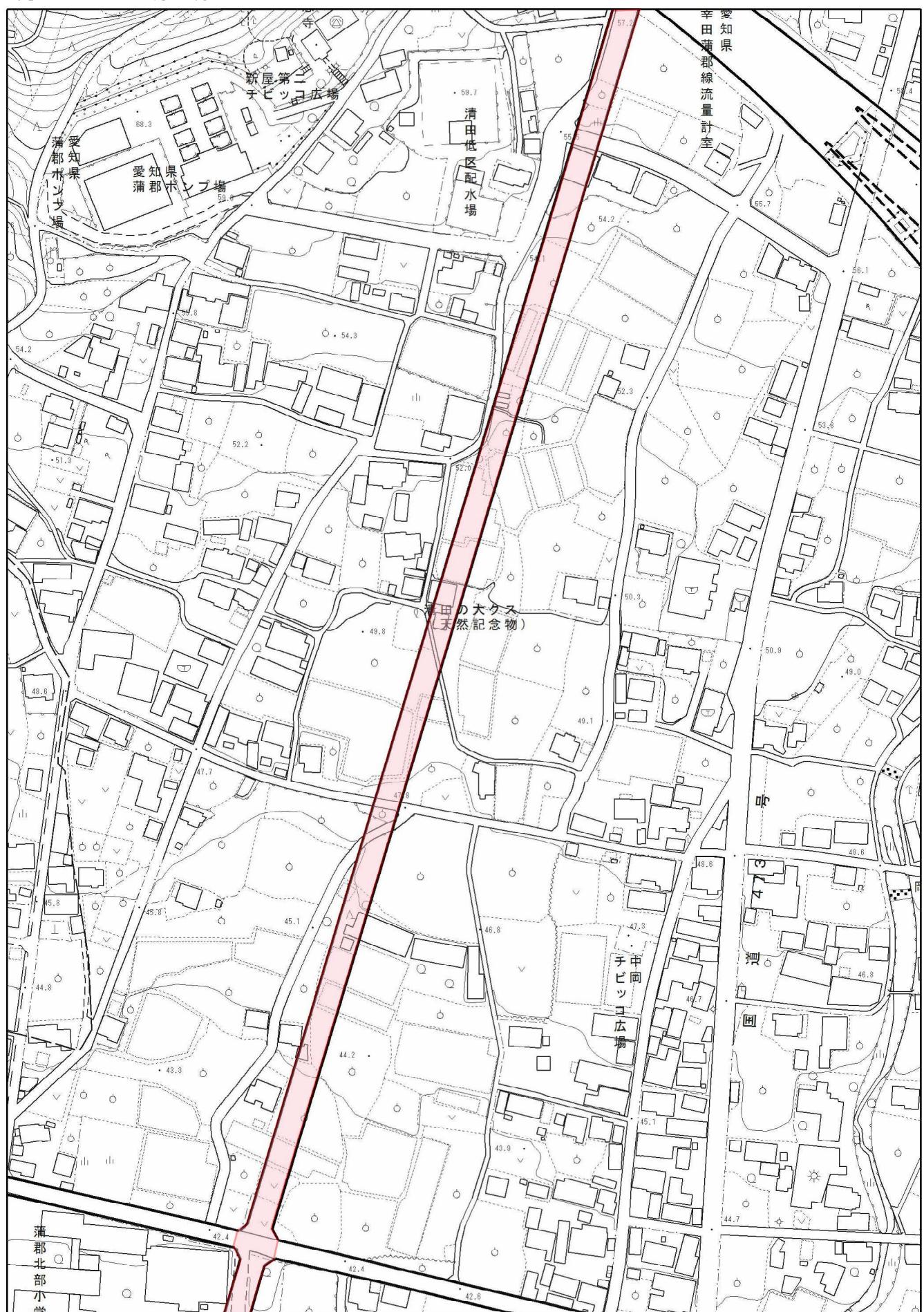
建築制限緩和区間（廃止までの経過措置）

廃止-2-1 清田線



建築制限緩和区間（廃止までの経過措置）

廃止-2-2清田線



建築制限緩和区間（廃止までの経過措置）

廃止-2-3清田線

